

目次	1	研究科長・学部長からのご挨拶 [大澤 裕]
	2	法科大学院について [橋爪 隆] / 公共政策大学院の動向 [高原明生]
	3	金子宏名誉教授、文化勲章受章 [増井良啓] / 第59回比較法政シンポジウム「コーポレートガバナンスとM&Aの国際的な動向」 [後藤 元]
	4~5	新刊紹介特集『立憲主義という企て』 [井上達夫] / 『科学技術と政治』 [城山英明] / 『番号を創る権力』 [羅 芝賢]
	6	新任教員のご挨拶 [ヴァンドゥワラ・サイモン] / 林道晴東京高裁長官講演会「判例の形成とそれに向けた調査——平成29年の2件の判例を素材として」 [熊代雅音]
	7	ホームカミングデイのお誘い / 法学部オープンキャンパス企画が開催されました [平野 聡]
	8	感謝状贈呈式について [平野 聡] / 追悼・横田洋三先生のご逝去を悼む [中谷和弘]



研究科長・学部長からのご挨拶

法学政治学研究科長・法学部長

大澤 裕

大学院総合法政専攻では、2017年4月に「先端ビジネスロープログラム (Advanced Business Law Program) (以下、「本プログラム」という) を開設しました。本プログラムについては、本誌20号 (2017年7月)、同22号 (2018年7月) の「研究科長・学部長からのご挨拶」の中でも紹介されています。東京大学が近年、全学的な大学院教育改革の柱として取り組んでいるのは、「国際卓越大学院教育プログラム (WINGS: World-leading Innovative Graduate Study)」の整備です。技術革新の奔流の中、「急速な変貌を遂げつつある広義のビジネスロー領域について、法理論と法実務の両者に対する深い理解を基礎に、工学・医学等を含む関係諸科学の成果も踏まえつつ、文理の枠を超えた総合的視野から、新たな理論・実践の枠組みを構築できる研究者・高度専門職業人」の養成に取り組む本プログラムは、WINGSの中核を構成するプログラムでもあります。

前置きが長くなりました。今回真っ先にお届けしたいニュースは、本プログラム (正確名称は「先端ビジネスロー国際卓越大学院プログラム」) が、全国の大学を対象に文部科学省が公募する「卓越大学院プログラム (WISE Program: Doctoral Program for World-leading Innovative & Smart Education)」に選定・採択されたことです。「新たな知の創造と活用を主導し、次代を牽引する価値を創造するとともに、社会的課題の解決に挑戦して、社会にイノベーションをもたらすことができる博士人材 (高度な「知のプロフェッショナル」) の育成を目的に謳った文部科学省版の「卓越大学院プログラム」は、昨年度から公募が開始されました。初年度の昨年度は申請54件 (38大学) に対し採択15件 (13大学)、続く本年度は申請44件 (29大学) に対し採択11件 (9大学) でした。同じ「卓越大学院」という言葉が東京大学版事業 (WINGS) と文部科学省版事業 (WISE) の双方に使われているため、些かややこしいですが、今回の採択によって、本プログラムは国の補助事業 (基本7年間) となり、一層の内容充実と間口拡充の基礎を与えられました。ハーバード大学、北京大学、ソウル大学、台湾大学のほか、日立製作所、富士フイルム株式会社、ソフトバンク株式会社、ヤフー株式会社、日本銀行金融研究所を学外連携機関とする本プログラムは、国際性とともに、産学の連携を重視し、学位取得を目指す在职者の受入れにも積極的です (職業人特別選抜を設けています。詳細は、<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/admission/graduate/advancedblp/> 参照)。今後の展開にご注目ください。

法科大学院の関係で記憶に新しいのは、9月にあった本年の司法試験の合格者発表です。本法科大学院の合格者は134名で、合格率は56.3%でした。直近の平成30年度修了者について見ると、合格率は70.5%に上ります。総体として数字で見ると、健闘と評してよいでしょう。もっとも、既修者と未修者の別で見ると、両者の不均衡が顕著です。修了者全体で見た合格率は、既修者77.6%に対し未修者24.2%、平成30年度修了者で見た合格率は、既修者86.4%に対し未修者13.8%でした。未修者教育のあり方は、本法科大学院にとっても引き続き重い課題であるといわなければなりません。

最近のトピックスから思い付くままにご紹介しましたが、もとより、当研究科・学部が取り組むべき課題は、これらに尽きるものではありません。様々な試行錯誤を重ねつつ、教育・研究の充実・発展を図っていくには、卒業生の皆様との連携が不可欠です。今後ともこれまで以上のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



法科大学院について

法曹養成専攻長
橋爪 隆



4月から、法曹養成専攻（法科大学院）の専攻長を務めております。前任者同様、ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

法科大学院は、本年4月に創設15年を迎えることができました。16年目の春にも、未修者53名、既修者157名、合計210名の入学者を迎え、新年度を開始しております。9月には司法試験の合格発表があり、本法科大学院の修了生からは134名が合格しました。これで修了生の（新）司法試験合格者は、累計で2349名に達しました。

ご承知のとおり、関係法令が改正され、法曹養成制度は大きな改革の時期にあります。この改革の重要な内容は次の2点にあるといえます。第1に、法学部に、法科大学院教育との円滑な接続を図るための課程（いわゆる法曹コース）を設置することとし、法科大学院の入学者選抜においては、法曹コースの成績を重視した入学者選抜を実施することが可能となりました。さらに、法曹コースを設置した法学部は、法科大学院との間に法曹養成連携協定を締結することができ、協定先の法曹コース修了予定者については、筆記試験を課さず、法曹コースの学部成績等に基づく入学者選抜も可能となります。法曹コースは学部3年での早期卒業が可能となるように設計されるため、法学部の法曹コースを早期卒業した後、法科大学院の既修者コースに進学した学生については、5年間の教育課程で一貫教育を実施することも可能になります。

第2に、司法試験の受験資格の改正です。現在は、法科大学院の修了が司法試験の受験資格とされていますが、改正法では、一定の単位を修得した法科大学院の最終学年（既修2年次、未修3年次）の学生が、司法試験を受験することが可能となります。司法試験の実施時期は未定ですが、合格発表等の時期によっては、在学中に司法試験に合格した学生は、法科大学院修了後、直ちに司法修習に進むことが可能となります。

これらの改革によって、法曹になるための時間が大幅に短縮される可能性が生ずることから、法科大学院への進学希望者の増加が期待されています。もっとも、そのためには、法科大学院の教育が魅力的なものになるよう、教育内容の一層の改善に励む必要があることはいうまでもありません。また、教育期間が短縮されても、従来通りの法曹養成教育を効果的に実施するための方法についても、具体的な検討が必要になります。これらの課題を着実に解決すべく、教員一同、さらに努力を重ねる所存です。

公共政策大学院の動向

公共政策大学院長
高原 明生



2004年に設立されて以来、15年が経った公共政策大学院（GraSPP）は、依然として最も若い文科系の部局である。発展途上だとも言えるし、伸びしろが大きいとも評価できる。課題も多いが、当面の発展方向としては第一に国際化の更なる推進、そして第二に文理融合的な研究教育の強化を考えている。

まず国際化だが、新たに三次配分で獲得した本部の資金を使って、SDGsに関する政策提言づくりを行うフィールドワーク型の授業を開設した。また、今年秋学期の国際プログラム入学者より、願書提出のオンライン化を実施した。その一つの成果だと思われるが、例年にもまして優秀な申請者が集まり、涙を吞んで落とさねばならないケースが続出した。ダブル・ディグリーのためにGraSPPに来る留学生が増えたこともあって、2020年度から国際プログラムの入学者を25枠増やし、定員を110名から135名に増加することとした。

GraSPPはコロンビア大SIPAやLSEなど、世界の名だたる6つの公共政策大学院とGPPN（Global Public Policy Network）を構成している。GPPNでは毎年一回総会を開き、そこで各校から選抜されたチームが政策コンテストを行う。今年はシンガポール国立大のリー・クアン・ユー公共政策大学院が会場だったが、そこではGraSPPからの2チームが決勝ラウンドに進むという好成績を上げることができた。また、北京大、ソウル大と組んで実施しているキャンパスアジアでは、夏に広島と呉にて2泊3日の研修を行った。

文理融合の面では、かねてより「社会構想マネジメントを先導するグローバルリーダー養成プログラム（GSMD）」を理工系の研究科とともに実施してきた。それに加え、3年前に始めた博士課程では国際金融・開発と国際安全保障を2つのストリームにしてきたが、2020年度より科学技術政策という新たなストリームを導入し、定員を6名から8名に増やすこととした。

さらに、この1年で活性化されたのは一般公開されるセミナーである。2018年秋から2019年秋までの間に20件以上のGraSPPリサーチセミナーが開かれ、そのほとんどが英語で行われた。また、政、官、商、民、学を巻き込んだ公共政策コミュニティの形成をテーマとして、小泉進次郎氏（当時は自由民主党厚生労働部会長）を基調講演者として招き、規模の大きな公共政策セミナーをアジア・パシフィック・イニシアティブと共催した。

学生数の増加に伴って教職員の仕事は増える。7月より事務体制の再編を実施したが、まだまだ試行錯誤が続くと思われる。

金子宏名誉教授、文化勲章受章

2018 年秋に、金子宏名誉教授が、長年にわたる租税法の研究・教育および税制改革への貢献により、文化勲章を受章されました。

金子先生は東京大学法学部を 1953 年に卒業され、法学部助手、助教授を経て、1966 年に教授となられ、1991 年に東京大学を退職されました。その後、横浜国立大学教授、学習院大学教授、東亜大学教授を務められています。

金子先生は、租税法という学問分野の創設者です。現代税制の中心である所得税・法人税の基礎を成す所得概念の研究にすでに 1960 年代から取りかかり、これを理論的に完成させて、世界的な業績をあげられました。そして、課税要件（それを充足することによって租税債務が発生する要件のこと）を研究の中心に据えることで、租税法を独立の学問分野として確立されました。1972 年には租税法学会を創立され、初代理事長として

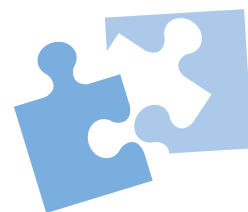
研究者相互の交流を促進されました。さらに、私法と租税法の関係性を究める卓越した研究を次々と展開され、これらを体系化して立法・裁判・実務をリードされました。とりわけ、制度設計の基礎となる立法政策的な視点を早くから法律学に導入された点は、その後の学界に大きな影響を与えています。

金子先生は、研究・教育と並び、租税制度の改善のためにも力を尽くされています。長期にわたり税制調査会の審議に参加され、1988 年の抜本税制改正の基礎となった答申の作成においても中心的役割を果たされました。他にも、利子所得課税の適正化、移転価格税制の導入、固定資産税の改革、公益法人制度の改革、国際連帯税の提案など、先生のご貢献の例は数え切れません。新興国から税務職員を日本の大学院に招くプログラムの創設を主導されたことも、特筆すべき事実です。

文化勲章を受章されてからも、金子先生は精力的に、ご著書『租税法（第 23 版）』を刊行され、「憲法と租税法」などの研究会座長をつとめられています。ますますのご活躍とご健勝をお祈り申し上げます。

増井良啓（教授・租税法）

第59回比較法政シンポジウム 「コーポレートガバナンスとM&Aの 国際的な動向」



2019 年 8 月 5 日、東京大学弥生講堂一条ホールにおいて、第 59 回比較法政シンポジウム「コーポレートガバナンスと M&A の国際的な動向」を開催しました。このシンポジウムは、本研究科が主に法科大学院生を対象として毎年開講しているサマースクールの講師として招聘した海外の著名な研究者・実務家をスピーカーとして開催しているものです。本年は、アメリカ・イギリス・シンガポール・中国・ドイツ・フランスからの講師陣による報告が披露されました。

第 1 セッションのテーマは、近年日本でも関心を集めている機関投資家のコーポレートガバナンスにおける役割とスチュ



ワードシップコードであり、イギリス取締役協会の Roger Barker 博士からはイギリスと欧州における最新の議論状況が、北京大学国際法学院の Sang Yop Kang 教授からは同教授の母国である韓国の議論状況が紹介されました。また、シンガポール国立大学法学部の Dan Puchniak 准教授からは、シンガポールと日本に関する分析を踏まえて、アジアにおけるスチュワードシップコードの多様性が指摘されました。

第 2 セッションのテーマは M&A と企業再建における国家の役割です。M&A については、まず McDermott Will Emery 法律事務所パリオフィスの Jacques Buhart 弁護士から、主に欧州における外国企業による自国企業の買収に対する国家介入に関する規制が紹介された後、スタンフォード大学ロースクールの Curtis Milhaupt 教授から、中国のように国家が国営企業を通じて買収者の側に回る事例が現れていることを踏まえた、新たな規制のあり方が提案されました。また、ハンブルク大学法学部の Wolf-Georg Ringe 教授からは、銀行再建の手法として世界金融危機後に各国で導入されているバイルイン制度（再建処理に伴う損失を銀行の債権者に負担させる仕組み）が持つ問題点が指摘されました。

いずれのセッションにおいても、パネリスト間およびフロアからの質疑応答を行い、盛況裏に閉会となりました。

後藤 元（教授・商法、会社法）

『立憲主義という企て』

(東京大学出版会、2019年)

井上達夫 (教授・法哲学)

本年(2019年)5月末に、拙著『立憲主義という企て』(東京大学出版会、431+x vi頁)を上梓した。本書は、第1部で、立憲主義の原理を、その法哲学的基礎に遡って解明し、第2部で、立憲主義の実践的含意を、憲法9条問題、刑罰権力統制問題、司法改革問題に即して考察している。

東京大学法学部および大学院法学政治学研究科で1991年より28年間、法哲学を講じてきたが、来年3月末に定年を迎えることになった。定年を意識し始めた50代後半から、素晴らしい研究環境と優秀な学生たちから触発される得難い教育環境とを提供してくれた東京大学に、現代世界と現代日本が直面する根本問題に対して自己の研究がもつ意義を世に明らかにすることで、多少とも恩返ししたいという思いが強まった。法哲学は正義論と法概念論という二大問題領域を含む。まず、グローバル化が様々な軋轢を伴って進行する現代世界の問題状況に対して自己の正義論研究がもつ意義を、7年前に刊行した拙著『世界正義論』(筑摩書房、2012年)で包括的に提示した。その後、戦後日本が70年以上放置し続けてきた「立憲主義の未確立」という病理を克服するために、自己の法概念論研究がもつ意義を明らかにする作業に集中し、その成果を今般刊行された『立憲主義という企て』で世に問うに至った次第である。

戦後日本の立憲主義の確立を阻む最大の問題は、憲法9条と自衛隊・日米安保体制との矛盾の放置である。世界有数の武装組織たる自衛隊——いまや、国際的な軍事的実力ランキングにおいて、非核保有国では韓国軍と並び世界最強の軍隊——を戦力でないなどとする種々の詭弁により、この矛盾を隠蔽する欺瞞に、歴代保守政権や安倍政権だけでなく、「60年安保闘争」終焉以降は専守防衛・個別的自衛権の枠内で自衛隊・安保を容認している護憲派も加担してきた。憲法9条が戦力を縛っているというのは全くの虚言である。逆に、9条があるがゆえに、憲法上「戦力」は存在しない建前になっており、戦力行使に対する文民統制・国会事前承認手続・軍事司法制度という最小限の戦力統制規範すら日本国憲法は含みえないのであり、その結果、自衛隊・安保という戦力の現実が憲法の外部で肥大化している。

戦力という最も危険な国家暴力に対する憲法的統制を欠損させたままである日本の国家と国民は、立憲主義を語る資格がない。とりわけ、憲法学者をはじめとする法学者は、立憲主義およびその基礎にある法の支配の理念を擁護する責務を負う以上、この現実を深く恥じなければならない。それにも拘わらず、この状況が根強く続くのは、法の支配を憲法に具現して発展させる企てとしての立憲主義の理解が、一般国民や政治家の間だけでなく、法学者・法曹を含む知識人の間でも貧困であり、かつ歪んでいることに起因する。拙著は、立憲主義理解の貧困と歪みを原理的に正し、戦後日本の憲政の致命的欠陥を是正するこ

とを目的としている。

高度の原理性・抽象性をもつ法哲学的諸問題から政治的荷電量の高い具体的・実践的諸問題にまで及ぶ拙著の議論をここで簡単に要約することは不可能である。あえて言えば、法の「正当性(rightness)」と区別された法の「正統性(legitimacy)」の根拠の探究として法概念論を再構築し、立憲主義とその基礎をなす法の支配の理念を法の「正統性」保障原理として再定位する点に、私の「立憲主義の法哲学」の学術的な意義と特色がある。何が「正当な法」かについて先鋭な価値対立が解消不可能であるにも拘わらず、否、それ故にこそ、反対者をも拘束する政治的決定がなされざるをえない「政治の情況」において、その政治的決定が我々の政治社会の公共的決定としての「正統性」を反対者にも承認されるために、「公正な政治的競争のルール」を確立することが法の支配の眼目であり、この法の支配の理念を憲法に具現して権力抗争——立法闘争のみならず、実定憲法規定の正当性をめぐる憲法闘争も含む——を規律する企てこそが立憲主義の精髓である。安倍政権も護憲派も、憲法96条の憲法改正プロセスをバイパスして、憲法9条を自己の党派的イデオロギーに従って勝手に改竄し、憲法を単なる「政争の具」に墮さしめ、公正な政治的競争のルールとしての立憲主義を蹂躪している点で同じ穴のムジナなのである。

拙著の学術的意義について付言すれば、拙著は、規範的法実証主義の台頭、立法理学(legisprudence)の発展などの先端的な研究動向をも踏まえ、法実証主義と自然法論の二項対立を超えた「正義への企てとしての法」という私の法概念論の立場から立憲主義の法哲学的再編に独自の寄与をなす試みである。この理論構築は国内のみならず国際学会でも発表され刊行された長年に亘る私の法哲学的基礎研究に基づいている。憲法9条問題に関する私見は、一般社会に向けても、『憲法の涙』(毎日新聞出版、2016年)などで、より分かり易い形で、積極的に発信している。



『科学技術と政治』

(ミネルヴァ書房、2018年)

城山英明 (教授・行政法)

本書を執筆することになったきっかけは、1996年に発足した東京大学、マサチューセッツ工科大学(MIT)、スイス連邦工科大学(ETH)間の学際的共同研究であるAGS(人間地球圏の存続を求める国際学術協力: Alliance for Global Sustainability)に遡る。この共同研究の一環として、1997年から2年間、MIT国際研究センターに留学したことが契機となり、中国の石炭問題への対応、環境安全規制の国際的調和化といったテーマに関する研究を行うこととなった。最初の研究対象も国際通信等に

関する国際行政であったので、科学技術と政治の接点を当初から対象としていたともいえるが、学際的な研究を通して、科学技術のある程度内在的に理解した上で、その中にいかに政治が埋め込まれているのかということを考える視座を得ることができたように思われる。そして、留学からの帰国後、数々の科学技術に関わる学際的な研究・教育プロジェクトに関わることとなった。そして、これらのプロジェクトにおいて医学、工学、理学、情報理工学、農学等の研究者や関連分野の実務家と接した経験を通して、社会科学者としての1つの役割は原子力、宇宙、食品、交通といった分野を横断する形で横串を提供することではないかと考えたこともあり、科学技術と政治の接点に関する基本的な論点を俯瞰することを目的とした本書に取り組むこととなった。

本書では、具体的には、3部構成で科学技術に関わる政治の課題を概観した。第Ⅰ部では、科学技術に関わる主体と科学技術に関わる政治的ダイナミズムを整理した上で、リスク評価・管理や事故調査・インシデント情報共有による学習メカニズムについて検討した。科学技術に関する判断には、多くのトレードオフや不確実性等に関する判断が埋め込まれており、これらをめぐり諸主体間での政治が展開される。第Ⅱ部では、国内における知識生産や技術の社会導入に関わるイノベーションのメカニズムについて検討した。一定の技術が社会的にロックインされる中で、いかにして新たな技術システムへの移行を図るのか等が課題になる。また、科学技術に関する調整メカニズムや科学技術に関する調整メカニズムと他の調整メカニズムの関係の課題についても検討した。そして、第Ⅲ部においては、国際レベルにおける安全保障に関するリスクも含むリスク規制と、国際的な知識生産・技術の社会導入を進めていくための国際協力のメカニズムについて検討した。

このような科学技術と政治との接点の領域は、実践的課題であるだけでなく、政治学・行政学研究にとってのフロンティアでもあろう。本書が、そのような未開拓の領域への一歩になればと考えている。また、科学技術に関する研究・実務の世界は多様であり、内部での相互のコミュニケーションも容易ではない。様々な科学者・技術者・実務家の方々が、科学技術に関する研究開発や政策形成・実施の社会的含意を考える上で、ある種の地図を提供できればなとも思っている。

『番号を創る権力』

(東京大学出版会、2019年)

羅 芝賢 (公共政策大学院特任講師・行政学)

社会現象を説明する作業は、比較の空間軸と時間軸を広げる



ことから始めるのがいい、と私は考える。そうすることで、従来は試みられてこなかったような、新たな説明が可能になるからである。番号制度を主題とする本書も、日本と他国の制度を比較して日本の特徴を見極めた上で、その起源へと歴史を遡るという作業を基礎として議論を組み立てている。

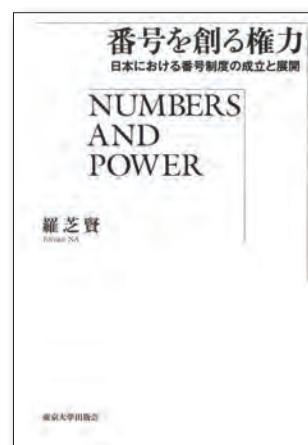
日本のマイナンバー制度は、スウェーデンや韓国、エストニアといった国々の国民番号制度とは大きく異なる仕組みを持つ。番号を使用できる行政サービスの範囲は、社会保障、税、災害対策の3分野に限られており、諸外国のようにパスポートや運転免許証などの身分証明書にその番号が記載されるわけでもない。それでは、なぜ日本と諸外国の番号制度の間には、こうした違いが生じたのだろうか。これが、比較の空間軸を広げることを通じて提起された本書の課題である。

実は、諸外国の国民番号制度に類似した制度を導入しようという構想は、日本にも戦後を通じて存在した。しかし、それは浮上しては消えることを繰り返した。労働組合を中心とする反対に直面した1970年代の統一個人コードや、政治エリートの権力闘争の末に廃止に追い込まれた1980年代のグリーンカードは、その代表的な例である。このように、日本政府が統一的な番号制度の導入に失敗してきたことについて、世間一般では日本人のプライバシー意識の高さにその原因を求めることが多い。本書が比較の時間軸を広げて戸籍制度の誕生から今日に至るまでの住民管理制度の変化に注目したのは、従来の議論の限界を示し、より多角的な議論を展開するためであった。

国民番号制度の利便性を重視する考え方も、国家による監視体制の強化を問題視する考え方も、日本に限らず広く見受けられる。注目すべきは、国民番号制度が、日本のようにすでに住民管理の仕組みを発達させた国々へと普及した事例を発見するのは難しいということである。例えば、スウェーデンと韓国は、国民番号制度を導入する前の段階で行政サービスを大きく拡大するような経験をしていなかった。スウェーデンの場合、第二次世界大戦が終焉した直後に普遍主義型の福祉国家建設に乗り出し、その過程で国民番号制度を導入した。冷戦の前哨であった韓国では、反共イデオロギーの下で厳格な身分証明システムが発達した。行政サービスが拡大したのはそれよりも随分と後のことである。

世界的な流れとして、1960年代から普及し始めた情報技術が番号制度の統一化を促し、2000年代に浮上したテロの脅威が厳格な本人確認制度の重要性を認識させたにもかかわらず、今日の世界において番号制度の多様性は持続している。このことは、既に様々な行政サービスと結びついている番号制度に対して、急激な変化を加えるのが非常に困難であることを示している。

以上のような本書の議論に従えば、マイナンバー制度が、われわれの生活を劇的に変えることは考えにくい。そうだとすれば、必要なのは、既存の行政に潜む問題を改善する努力を地道に重ねることであろう。



新 任 教 員 の ご 挨 拶

ヴァンドゥワラ サイモン

(教授・競争法)

2019年9月1日付で法学政治学研究科に着任いたしました。競争法を担当し、東京大学で教鞭をとり研究できる機会を頂いて非常に嬉しく思います。

初めて日本に来たのは、10代の頃でした。日本学者である私の父親のサバティカルに合わせ、半年間を家族と一緒に京都で過ごしました。この半年間の滞在は私に強い感銘を与え、後年に日本で研究をしたいという念願を抱くきっかけとなりました。父親のサバティカルの予期せぬ成果といえるでしょうか。

私の母国であるベルギーでは、法制度は、フランス、オランダ、ドイツ、EUの影響が混ざり合っています。私も色々なキャリアを経験し、母国のように様々な影響が混ざりあっています。東京大学に着任するまでは、弁護士（Linklaters 法律事務所）、



公務員（欧州委員会 競争法総局）そして研究者と、それぞれ異なった世界で経験を積む機会を得ました。

5年間弁護士として実務に関わった後、九州大学博士課程を履修し、博士号を取得した後、東京大学の白石教授の下に日本学術振興会外国人特別研究員として受け入れて頂き、独禁法に関する民事訴訟のEU日本間比較研究を専攻しました。国際比較研究の観点からしても日本の競争法は非常に面白く、競争法研究が進んでいる東京大学にこうして再び戻ることができることを本当に嬉しく思っています。

今年8月まで勤務していた欧州委員会の競争総局（DG COMP）では、審査官として競争法のエンフォースメントに携わっていました。審査官としては、一企業による更なる市場の独占化、グーグル、フェイスブック、アマゾンなどのデジタル巨人の成長を見た期間でもあり、競争法が本当にデジタル時代の消費者を保護する役割を担うのか等、今後も議論が更に活発になるでしょう。こうした競争法の重要なトピックを、知的好奇心旺盛な東京大学の学生達と共に議論できることを楽しみにしています。将来の弁護士やエンフォーサーになり、今後数十年に競争法を方向付けるのも今の学生達なのです。

林道晴東京高裁長官講演会 「判例の形成とそれに向けた調査 ——平成29年の2件の判例を素材として」



2019年5月30日午後3時から、法学部31番教室において、「判例の形成とそれに向けた調査——平成29年の2件の判例を素材として」と題して、林道晴東京高裁長官（当時・現最高裁判事）による講演会が開催されました。

林先生は、裁判官任官後、地裁及び高裁で民事裁判の実務を担当されるとともに、最高裁や司法研修所等でも要職を歴任され、司法行政、法曹養成、さらには判例形成といった、裁判所における仕事の全般について、比類なく豊富で幅広い経験をお持ちでありますところ、本講演会においては、最高裁首席調査官としての執務経験に基づき、最高裁平成29年1月31日第三小法廷決定・民集71巻1号63頁（ウェブサイトのURL、表題、抜粋の検索結果からの削除を求める権利）と最高裁平成29年4月26日第二小法廷決定・刑集71巻4号275頁（正当防衛の急迫性の判断方法）の2件の判例を素材として、判例がどのように形成され、そしてそれに向けていかなる調査が行われるのかをお話しされました。林先生は、まず、複雑な事件に対応するポイントとして、紛争等の「実態」・「真相」を把握することがあり、そのためには実務経験を積んでセンサーを磨いていく必要があること、また、紛争に至る背景事情、その紛争の持つ波及効、紛争を解決した後の影響というように、広がりを持って紛争等を捉えることが重要であることをご説明されました。さらに、前者の判例については、国際的な視点をも持つことの大切さ、後者の判例については、裁判員裁判の実務を十分

理解することの必要性など、数多くの示唆に富むご指摘をなさいました。

会場には、多数の法科大学院生、法学部生のほか、法科大学院の実務家教員や研究者教員など、非常に多くの聴衆が集い、林先生のユーモアあふれる熱弁に引き込まれ、瞬く間に90分間の講演は終わりを告げました。

大変貴重なご講演を頂いた林道晴先生と、このような講演会の開催を支援していただきました関係者の皆さまに、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

熊代雅音（東京地方裁判所刑事第8部）



ホームカミングデイのお誘い

東京大学では毎年10月の第3土曜日をホームカミングデイと位置づけ、卒業生の皆様様が様々な催しを通じて母校とのつながりを再確認して頂く機会としており、法学部も毎年企画をご用意しております。

昨年は、小原雅博教授による講演「国益とは何か?」、及び苅部直教授をコーディネイターとするシンポジウム「史料から考える近代日本の政治——明治新聞雑誌文庫の世界」が開催されました。小原教授の講演では、国益を適切に調整することによる平和と、現状変更国家による国益追求の違いが説明され、国際協調こそ日本の国益にとって極めて重要であることが強調されました。シンポジウム「史料から考える近代日本の政治」では、北岡伸一名誉教授、及び本学先端科学技術研究センター助教の佐藤信助教が登壇され、明治新聞雑誌文庫の起源が吉野作造名誉教授の発案によること、時代を記録する媒体としての新聞・雑誌・公文書・書簡の意義が示されました。佐藤信助教からは、国会議事堂建設をめぐる諸言説とナショナリズムの関係、大学所有史料のデジタル化をめぐる課題が示されました。

今年は、田村善之教授による講演「次世代のための著作権法——ダウンロード違法化問題を契機として」、及び苅部直教授をコーディネイターとするシンポジウム「近代政治史研究の原点——岡義武の明治大正史を読む」が開催されました。

田村教授の講演では、デジタル時代の著作権のあり方として、更新登録制度の導入や二次利用への寛容を通じ、保護を欲する著作権への保護と、保護が欲されない著作物への自由なアクセスを両立するという方向性が説明されました。

シンポジウム「岡義武の明治大正史を読む」では、戦前～戦後にかけて本学法学部でヨーロッパ政治史と日本政治史を担当されていた岡義武先生の著作集が岩波文庫から復刻されたのを記念し、解説を付した五百旗頭薫教授、東北大学の伏見岳人教授、北海道大学の前田亮介准教授にご登壇頂きました。そして、岡義武先生が激動の時代の中で、如何にして日本の近代の成果と課題を捉え、日本政治史という学問分野を構築したのかを、直筆原稿も含めて様々に読み解きつつ、多面的な視点が提供されました。

来年のホームカミングデイにおきましても、法学部としては魅力的な企画をご用意して、皆様のご来訪を心よりお待ちしております。



法学部オープンキャンパス企画 が開催されました

去る8月7日と8日、東京大学オープンキャンパスが開催され、法学部としても高校生の知的関心に応える企画を用意しました。



7日午前には安田講堂にて、大澤研究科長による法学部説明会が開催されて盛況となったほか、白石教授の演習に参加する法科大学院生・法学部生によるゼミ形式の模擬授業が開催されました。この中では、コンサートやスポーツの試合のチケット違法転売問題を扱い、参加した高校生・中学生たちは、法学部の授業が紋切り型の法解釈ではなく、多様な見方や利害が交錯する中で道筋を立てるものであることに深い興味を抱いていました。

8日の午前と午後には法文1号館25番教室にて、商法の後藤教授による「コーポレートガバナンスと会社法」、旧社会主義圏の政治の松里教授による「ウクライナ・歴史と地政学」と称する模擬講義が行われました。後藤教授の講義は、商法上の事件で世間を賑わせた有名人をも事例としつつ、商法・会社法は株主と取引先の関係の律し、会社経営の健全化を促すものであることが説明されました。松里教授の講義は、中世スラブ史に遡ってウクライナと周辺国との関係を掘り起こし、ある国家が複雑な歴史やポピュリズムゆえに翻弄される問題を明らかにするものでした。どちらの講義も、法学・政治学は常に実社会に寄り添う学問であることを示すもので、高校生から熱心な質問が寄せられました。

また8日に開催された「法学部生による質問コーナー」では、多くの高校生から入試・入学後の生活・将来の進路について質問が寄せられました。明治新聞雑誌文庫では両日にわたり所蔵資料の展示を行い、近代日本の教科書の実物が強い関心を集めていました。

来年のオープンキャンパスは、東京五輪との兼ね合いで、変則的に7月11日(土)・12日(日)の開催となりますが、内容の充実に務めて参りますので、高校生のご子息やお知り合いに広くお声がけ頂ければ幸いです。

平野 聡 (教授・アジア政治外交史)

感謝状贈呈式について

かねてから法学政治学研究科・法学部では、各界および卒業生の皆様から、法学部振興基金・法科大学院基金・奨学金・寄付講座等の名目でありがたいご寄付を賜り、教育・研究の両面で活用させて頂いております。そこで去る令和元年7月25日、大口のご寄付を賜った法人・個人の方々をお招きし、本郷キャンパス最寄りのフォーレスト本郷にて、第15回感謝状贈呈式を開催致しました。席上では大澤研究科長・山本副研究科長より、近年の運営交付金減額・競争的資金獲得難の中、ご寄付が法学政治学研究科・法学部の安定的な運営にとって格別の意義を持っている旨の感謝の辞が述べられました。その後の謝恩懇親会では出席者の方々から、最近の学生の状況や研究科・学部の運営全般について率直なご意見と激励を賜りました。

平野 聡（教授・アジア政治外交史）



追悼 ● 横田洋三先生のご逝去を悼む

横田洋三先生は2019年6月12日にご逝去されました。享年78歳でした。6月16日に母校でもある国際基督教大学の礼拝堂で行われた葬儀には、多くの知人・友人・教え子が集まり、先生のご急逝を悼みました。



1940年10月17日に大西洋上に航行中の日本船舶内で生を享けた横田先生は、1964年4月に本研究科修士課程に入学され、1969年3月には法学博士を授与され、同年から1995年まで国際基督教大学にて教鞭をとられました。1995年4月に本研究科に教授として着任され、2001年3月に退職されるまでの6年間に亘り、国際法・国際経済法・国際組織法の研究・教育に従事されました。本学ご退職後は、2011年まで中央大学教授をつとめられ、その後もご逝去まで法務省特別顧問及び（公財）人権教育啓発推進センター理事長をつとめられました。2010年から2013年まで日本国際連合学会理事長をつとめられました。2017年春には瑞宝中綬章を受章なさいました。

国際公社論で研究をスタートされた横田先生の初期の研究は国際組織法が中心でしたが、やがて、国際組織法に加えて国際人権法が先生の主要な研究分野となり、両分野において第一人者となられました。先生の著作には、『国際社会と法』、『20世紀と国際機構』、『国際機構の法構造』、『日本の人権 / 世界の人権』をはじめ多くの日本語・英語での著書・論文があります。

横田先生は、世界銀行法律顧問、国連人権委員会ミャンマー担当特別報告者、国連人権促進保護小委員会委員、国連大学学長特別顧問、国際労働機関条約勧告適用専門家委員会委員など、国際社会で数多くの責任ある重要な仕事をなさいました。まさに先生のご研究は実務に活かされ、実務でのご経験は研究・教育に活かされたといえます。

人権教育にも従事された横田先生は、「知識として人権を教えるのではなく、人権のこころを身につけてもらうように努めること」こそが人権教育だとおっしゃいましたが、どなたにもやさしく親切に接して下さいました先生ご自身が人権教育の鑑でした。先生のご冥福をお祈り申し上げます。

中谷和弘（教授・国際法）

